**オンラインによる一般質問の実施に向けた取組み＜案＞**

**＜議員全員協議会の活用＞**

➡ 議場の通信回線などの整備工事が完了したのちに、オンラインによる映像や音声の状態確認やオンライン本会議の運営面での検討のため、以下のような取組みを行うことが考えられる。

**（取組例 １）オンラインを活用し、府政全般にかかわる重要課題を協議**

|  |
| --- |
| （イメージ）  〇 府政全般にかかわる重要課題について、オンラインにて協議する。  〇 理事者、学識経験者、専門家、国の官僚などが説明・講演する。  〇 一部議員もオンライン出席し、議場内スクリーンに投影する。  〇 説明・講演に対する質問や意見交換をオンライン上で行う。 |

**＜総務省の技術的助言＞**

➡ 議案に関する質疑以外の一般質問については、オンラインで実施することは可能、との令和５年２月７日付け総務省通知を踏まえ、オンラインによる一般質問実施のための準備を進める。

**（取組例 ２）オンラインによる一般質問の実施に向けた準備**

|  |
| --- |
| （イメージ）  〇 オンラインによる一般質問ができるよう、ハード面の整備（通信回線等）と並行して、ソフト面の準備を進める。  〇 具体には、オンラインを活用した議員全員協議会等を通じて、その実現に向けた検証を行う。  〇 あわせて、議事運営面等に係る様々な課題を整理する。  ※ 一般質問のあり方（現行は「質疑」と「質問」を一括して実施）  ※ 欠席扱いとなる影響（他の条例等との関係の整理等）　など  〇 これら課題整理を行ったのち、会議規則等必要な規定の整備について検討を行う。 |